

# 医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則

令和5年11月1日制定施行  
令和6年3月1日一部改正施行

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運営（第3条～第8条）
- 第3章 業務（第9条）
- 第4章 組織（第10条～第14条）
- 第5章 処務（第15条～第20条の3）
- 第6章 法人の運営等（第21条～第25条）
- 第7章 雑則（第26条・第27条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、病院の運営、組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- （1） 「法人」とは、医療法人中川会（平成4年3月18日成立）をいう。
- （2） 「病院」とは、法人が開設する飛鳥病院をいう。
- （3） 「業務」とは、病院の業務をいう。
- （4） 「理事長」とは、法人の理事長をいう。
- （5） 「常務理事」とは、法人の常務理事をいう。
- （6） 「病院長」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第10条第1項の規定に基づき病院を管理する者（第19条第1項第1号イにおいて「管理者」という。）をいう。

## 第2章 運営

### （理念及び基本方針）

第3条 理事長は、医療法人中川会定款（平成30年8月31日奈良県指令地医第11号の37。以下「定款」という。）第3条に規定する目的（病院に係る部分に限る。）の範囲内において、病院の設立趣旨、運営上の信念、基本精神等を具現化するため、理念（別記1）を策定するものとし、その趣旨は、別記2のとおりとする。

2 理事長は、前項の理念（以下「理念」という。）（趣旨を含む。以下同じ。）を達成し、及び実現するため、基本方針（別記3）を策定するものとし、その趣旨は、別記4のとおりとする。

### （中長期的な計画）

第4条 理事長は、前条第2項の基本方針（以下「基本方針」という。）（趣旨を含む。以下同じ。）を病院の運営に反映させるため、中期的及び長期的な運営に関する計画（以下「中長期運営計画」という。）及び収益に関する計画（以下「収益計画」という。）を策定するものとする。

- 2 理事長は、病院の運営に必要な医師、看護師、薬剤師その他の人材を確保するため、中期的及び長期的な採用に関する計画(以下「採用計画」という。)を策定するとともに、毎年度の職員(病院の職員をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。)の採用は、当該採用計画に基づき行うものとする。
- 3 理事長は、社会経済情勢、医療情勢(地域の医療環境を含む。)、病院の経営状況その他医療に係る環境の変化を考慮して必要があると認める場合には、その都度中長期運営計画及び収益計画並びに採用計画を見直すものとする。理念及び基本方針についても同様とする。
- 4 理事長は、中長期運営計画及び収益計画並びに採用計画の策定(前項前段の規定による見直しを含む。)を行う場合には、理念(前項後段の規定により見直された理念を含む。以下同じ。)及び基本方針(前項後段の規定により見直された基本方針を含む。以下同じ。)との整合性を図るものとする。  
(年度計画)

第5条 理事長は、中長期運営計画(前条第3項前段の規定により見直された中長期運営計画を含む。以下同じ。)を具体化させるため、年度(定款第9条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)ごとに、年次事業計画又は運営方針(以下「年度運営方針」という。)を策定するものとする。

- 2 理事長は、収益計画(前条第3項前段の規定により見直された収益計画を含む。以下同じ。)を達成するため、並びに安定的、効率的及び適正な財務運営を図るため、定款第8条の規定に基づき、毎年度収支予算(以下「予算」という。)を編成するものとする。
- 3 理事長は、年度運営方針の策定及び予算の編成を行う場合には、中長期運営計画及び収益計画との整合性を図るものとする。  
(理念等の周知)

第6条 理事長は、理念、基本方針、中長期運営計画及び収益計画並びに年度運営方針及び予算について、次条第2項の構成員に周知するものとする。この場合において、当該周知は、業務運営会議(次条第1項の業務運営会議をいう。以下同じ。)での報告その他効果的な方法によるものとする。

- 2 理事長は、理念、基本方針及び年度運営方針について、職員に周知するものとする。この場合において、当該周知は、病院内での掲示、各部署(第10条第3項の部署をいう。以下同じ。)への回覧その他効果的な方法によるものとする。
- 3 理事長は、理念、基本方針及び中長期運営計画について、できるだけ病院外に周知するよう努めるものとする。この場合において、当該周知は、病院案内への記載、パンフレットの作成、ホームページへの掲載その他効果的な方法によるものとする。  
(業務運営会議)

第7条 理事長は、病院の運営方針その他病院の事業に係る重要な事項を決定するため、業務運営会議を設置する。

- 2 業務運営会議の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、当該各号(第1号及び第9号を除く。)に掲げる職員の職並びに部門(第10条第1項の部門をいう。以下同じ。)及び部署については、第10条及び第11条に定めるところによる。
  - (1) 理事長及び常務理事

- (2) 病院長及び副院長
  - (3) 事務長及び事務次長
  - (4) 医局長
  - (5) 看護部長及び副看護部長並びに看護部に属する部署の長
  - (6) 診療補助部に属する部署の長
  - (7) 事務部に属する部署の長
  - (8) 保育主任
  - (9) 前各号に掲げる職員のほか、理事長が指名する職員
- 3 前項第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる職員の職(病院長、事務次長及び副看護部長を除く。)にある者が置かれていない場合にあつては、第13条第1項の規定に基づき事務取扱又は代理をする者を前項の構成員とする。
- 4 業務運営会議の会議(次項から第9項までにおいて「会議」という。)は、少なくとも毎月1回開催するものとする。
- 5 会議は、理事長が招集し、会議の議長は、理事長とする。
- 6 会議は、第2項の構成員(次項において「構成員」という。)の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、理事長の決するところによる。
- 8 理事長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。
- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(会議体)

- 第8条 理事長は、業務運営会議のほか、病院の経営、運営、組織等に関し検討する場合において必要と認めるときには、会議、委員会その他の会議体(次項において「会議体」という。)を設置することができる。
- 2 会議体は、必要の都度設置するものとし、当該会議体の構成員、会議体の会議の運営その他会議体に関し必要な事項については、前条の規定に準じてその都度定めるものとする。

### 第3章 業務

(業務)

- 第9条 業務は、次に定めるとおりとする。
- (1) 診療科目は、精神科、神経科、内科及び放射線科とする。
  - (2) 診療業務は、外来診療(救急診療を含む。)及び入院診療とする。
  - (3) 外来診療(救急診療を除く。)は、次に掲げる日以外の日とする。
    - ア 日曜日
    - イ 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)
    - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの間にある日(ア及びイに掲げる日を除く。)
  - (4) 外来診療(救急診療を除く。)の診療時間は、午前9時から正午までとする。
  - (5) 受付窓口の開所時間(業務に関する受付を行う時間をいう。)は、毎

日午前8時50分から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

- (6) 売店の営業時間（売店を開所する時間をいう。）は、原則として、毎日午前9時30分から正午まで、及び午後1時から午後3時30分までとする。
- (7) 患者並びにその近親者及び成年後見人その他の関係者への対応を行うものとする。
- (8) 前各号に定めるもののほか、これらに付随する業務を行うものとする。

2 病院に置く通所リハビリテーション業務としてのデイ・ショートケアセンターは、次に定めるとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション業務（以下「通所リハ業務」という。）は、精神科ショート・ケア及び精神科デイ・ケアとする。
- (2) デイ・ショートケアセンターの名称は、「オアシス」とする。
- (3) デイ・ショートケアセンターの開所日（通所リハ業務を行う日をいう。次号において同じ。）は、次に掲げる日以外の日とする。
  - ア 土曜日及び日曜日
  - イ 祝日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの間にある日（ア及びイに掲げる日を除く。）
- (4) デイ・ショートケアセンターの開所時間（通所リハ業務を行う時間をいう。）は、開所日の毎日午前10時から午後4時までとする。

#### 第4章 組織

（部門等）

第10条 理事長は、業務の円滑な運営を考慮し、病院に部門を置く。

2 部門は、次の各号に掲げるとおりとし、当該部門の所掌業務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医局 診療業務を所掌する。
- (2) 看護部 看護業務を所掌する。
- (3) 診療補助部 薬剤業務、放射線業務、臨床心理業務、作業療法業務（音楽療法業務を含む。）及び栄養管理業務（給食管理業務を含む。）を所掌する。
- (4) 院内託児所 保育業務を所掌する。
- (5) 事務部 事務業務（職員の教育及び研修（講習、セミナー等を含む。）（第20条の2において「研修等」という。）に係る業務を含む。）、医事業務、医療相談業務、通所リハ業務その他前各号に定める業務以外のすべての業務を所掌する。

3 理事長は、業務の効率的な運営を考慮し、看護部、診療補助部及び事務部に部署を置き、当該部署の所掌業務は、別表第1のとおりとする。

（職員の職）

第11条 理事長は、次の各号に掲げる病院又は部門若しくは部署に、それぞれ当該各号に掲げる職員の職を置く。

- (1) 病院 病院長及び副院長
- (2) 病院 事務長
- (3) 看護部 看護部長
- (4) 看護部に属する各部署（外来を除く。） 看護師長

- (5) 薬局 薬局長
  - (6) 作業療法科 作業療法科長
  - (7) 栄養科 栄養科長
  - (8) 事務部に属する各部署 課長（室長を含む。以下この条から第14条までにおいて同じ。）
- 2 前項第8号の課長は、次に定めるとおりとする。
- (1) 総務課にあつては、総務課長という。
  - (2) 医事課にあつては、医事課長という。
  - (3) 医療相談室にあつては、医療相談室長という。
- 3 理事長は、次の各号に掲げる病院又は部門若しくは部署に、それぞれ当該各号に掲げる職員の職を置くことができる。
- (1) 病院 名誉院長
  - (2) 病院 事務次長
  - (3) 医局 医局長
  - (4) 看護部 副看護部長
  - (5) 看護部に属する外来 看護師長
  - (6) 放射線科 放射線科長
  - (7) 臨床心理科 臨床心理科長
  - (8) 看護部に属する各部署 看護主任
  - (9) 院内託児所 保育主任
  - (10) 栄養科 栄養主任及び調理主任
  - (11) 事務部に属する各部署 事務主任
  - (12) デイ・ショートケアセンター センター長
- 4 前項第11号の事務主任は、次に定めるとおりとする。
- (1) 総務課にあつては、総務主任という。
  - (2) 医事課にあつては、医事主任という。
  - (3) 医療相談室にあつては、相談主任という。
- 5 理事長は、第1項及び第3項に定めるもののほか、業務の運営上必要と認める場合には、これらの項の各号に掲げる職員の職に準ずる職員の職を置くことができる。
- 6 次の各号に掲げる職員の職にあつては、それぞれ当該各号に掲げる免許又は資格（法令に基づく免許又は資格に限る。）を有する者をもって充てる。
- (1) 病院長、副院長及び医局長 医師
  - (2) 看護部長、副看護部長、看護師長及び看護主任 保健師、助産師又は看護師（第12号において「看護師等」という。）
  - (3) 薬局長 薬剤師
  - (4) 作業療法科長 作業療法士
  - (5) 栄養科長 管理栄養士
  - (6) 放射線科長 診療放射線技師
  - (7) 臨床心理科長 公認心理師
  - (8) 医療相談室長 精神保健福祉士
  - (9) 保育主任 保育士
  - (10) 栄養主任 管理栄養士又は栄養士
  - (11) 調理主任 調理師

- (12) センター長 看護師等、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士又は音楽療法士  
(職務権限)

第12条 前条の職員の職の職務権限は、次に定めるとおりとする。

- (1) 病院長は、理事長の命を受け、職員を指揮監督し、及び業務を総理する。
- (2) 副院長は、病院長を補佐し、並びに部門（医局、看護部、診療補助部及び外来診療部に限る。）の職員の指揮監督を統括し、及び当該部門を管理する。
- (3) 事務長は、病院長を補佐し、並びに部門（事務部及び院内託児所に限る。）の職員の指揮監督を統括し、及び当該部門を管理する。
- (4) 看護部長は、上司の命を受け、所属の職員（以下「所属職員」という。）を指揮監督し、及び所属の業務（以下「所属業務」という。）を統括する。
- (5) 看護師長、薬局長、作業療法科長、栄養科長及び課長は、上司の命を受け、それぞれ所属職員を指揮監督し、及び所属業務を総括する。
- (6) 名誉院長は、その都度理事長が別に定める。
- (7) 事務次長は、事務長を補佐し、並びに事務部の職員の管理監督を行い、及び事務部を管理する。
- (8) 医局長は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を総括する。
- (9) 副看護部長は、看護部長を補佐し、並びに所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を管理する。
- (10) 看護主任は、所属の看護師長を補佐し、及び所属業務を整理する。
- (11) 放射線科長及び臨床心理科長は、上司の命を受け、それぞれ所属職員を指揮監督し、及び所属業務を総括する。
- (12) 保育主任は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を総括する。
- (13) 栄養主任は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を管理する。
- (14) 調理主任は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を管理する。
- (15) 事務主任は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を管理し、若しくは整理し、又は担任業務を処理する。
- (16) センター長は、上司の命を受け、所属職員の管理監督を行い、及び所属業務を管理する。  
(事務取扱等)

第13条 次の各号に掲げる職員の職が置かれていないときは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 副院長 病院長が事務取扱をし、又は理事長が命ずるところにより医局長が代理をする。
- (2) 事務長 法人の事務局長（事務局次長が置かれている場合にあつては、理事長が命ずるところにより事務局次長）が事務取扱をする。
- (3) 看護部長 副院長が事務取扱をし、又は理事長が命ずるところにより

副看護部長（副看護部長が置かれていない場合にあっては、理事長が指名する看護師長）が代理をする。

(4) 看護師長 看護部長（副看護部長が置かれている場合にあっては、理事長が命ずるところにより副看護部長）が事務取扱をし、又は理事長が命ずるところにより看護主任が代理をする。

(5) 薬局長 副院長が事務取扱をし、又は理事長が指名する薬剤師が代理をする。

(6) 作業療法科長 副院長が事務取扱をし、又は理事長が指名する作業療法士が代理をする。

(7) 栄養科長 副院長が事務取扱をし、又は栄養主任（管理栄養士に限る。）若しくは理事長が指名する管理栄養士が代理をする

(8) 課長 事務長（事務次長が置かれている場合にあっては、理事長が命ずるところにより事務次長）が事務取扱をし、又は理事長が命ずるところにより事務主任が代理をする。

2 前項の事務取扱及び代理については、次に定めるとおりとする。

(1) 「事務取扱」とは、当該置かれていない職員の職を兼ねることをいう。

(2) 「代理」とは、当該置かれていない職員の職の職務権限を行使できることをいう。

（その他の職員の職）

第14条 理事長は、第11条に定めるもののほか、次の各号に掲げる部門又は部署に、それぞれ当該各号に掲げる職員の職を置く。

(1) 医局 医師

(2) 看護部に属する各部署 看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師に限る。第12号において同じ。）及び看護補助員

(3) 薬局 薬剤師及び薬剤補助員

(4) 放射線科 診療放射線技師及び診療エックス線技師

(5) 臨床心理科 公認心理師及び臨床心理士

(6) 作業療法科 作業療法士及び音楽療法士

(7) 栄養科 管理栄養士及び栄養士並びに調理師及び調理補助員

(8) 院内託児所 保育士

(9) 総務課 事務員（宿直員を含む。）及び守衛、自動車運転手その他の業務員

(10) 医事課 事務員

(11) 医療相談室 精神保健福祉士及び医療相談員

(12) デイ・ショートケアセンター 看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士及び音楽療法士

2 前項の職員は、上司の指揮を受け、それぞれ命ぜられた職務に従事する。

3 第1項各号に掲げる職員の職のうち、法令に基づく免許又は資格を要するものにあつては、それぞれ当該免許又は資格を有する者をもって充てる。

## 第5章 処務

（保守管理計画）

第15条 理事長又は病院長は、法令その他の定めにより策定すべきもののほか、病院の施設、設備（機械を含む。）、医療機器等について、適正な保守及び管理を行うため、必要に応じ、保守及び管理（安全管理を含む。）に關す

る計画を策定するものとする。

(委員会等)

第16条 理事長又は病院長は、法令その他の定めにより設置すべきもののほか、業務に関し必要と認めるときには、委員会、プロジェクトチームその他の会議（次項において「委員会等」という。）を設置するものとする。

2 委員会等は、必要の都度設置するものとし、当該委員会等の構成員、委員会等の会議の運営その他委員会等に関し必要な事項については、その都度定めるものとする。

(年度目標)

第17条 看護部長及び看護部に属する部署の長は、毎年度の初めに、当該年度の業務（看護部に係る業務に限る。）に係る目標を設定するため、年間活動計画を定めるものとする。この場合において、当該年間活動計画は、理念及び基本方針並びに当該年度の年度運営方針に即したものでなければならない。

2 部門（看護部を除く。）及び部署（看護部に属する部署を除く。）については、できるだけ前項の規定に準じて年間活動計画を定めるものとする。

3 部門の長及び部署の長は、前2項の規定に基づき定めた年間活動計画（次項において「年間活動計画」という。）について、当該定めた年度の最初に開催される業務運営会議に報告しなければならない。この場合において、当該年間活動計画の内容について、速やかに所属職員に周知し、及び当該内容に即して業務を遂行しなければならない。

4 部門の長及び部署の長は、年度が終了した場合においては、当該年度の年間活動計画の達成状況の評価その他の検証を実施するとともに、当該検証の結果について、速やかに当該年度の翌年度に開催される業務運営会議に報告しなければならない。この場合において、当該検証の結果に基づく必要な業務の改善について、業務を見直し、及び業務に反映させなければならない。

(業務処理の原則)

第18条 職員は、業務及び事務の遂行にあたっては、法令及び理事長又は病院長が定める規則、規程、要綱その他の定め（以下この項において「規則等」という。）に基づき、法令及び規則等を遵守し、及び上司の命令に従い、並びに適正かつ速やかに行うとともに、常にその能率の向上を図らなければならない。

2 会計処理については、医療法人中川会経理規程（令和5年11月1日施行。以下「経理規程」という。）に定めるところにより行わなければならない。

(決裁)

第19条 事務は、すべて理事長の決裁を経なければ執行してはならない。ただし、簡素化のため、次に定めるところにより専決処理（理事長がその責任において、特定の事務の処理に関し職員に意志決定を行わせることをいう。以下同じ。）をさせることができる。

(1) 病院長が専決処理できる事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 医療法人中川会飛鳥病院就業規則（平成23年7月1日施行。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、病院長が命じ、許可し、若しくは承認し、又はその権限を行使することができ、若しくは行使する事項に関すること。



イ 病院外に対して管理者名又は病院長名をもってする回答、報告、通知その他の文書に関する事。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに準ずると認められる軽易な事項に関する事。

(2) 事務長が専決処理できる事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 購入又は発注（以下この号において「購入等」という。）の予定額が5万円に達しない物品、材料、業務、修繕、修理等の購入等（契約の締結を要しないと認められる購入等に限る。）に関する事。

イ 小口現金の支出に関する事。

ウ 入院患者の預り金の管理に関する事。

エ 就業規則の規定に基づき、事務長が命じ、許可し、若しくは承認し、又はその権限を行使することができ、若しくは行使する事項に関する事。

オ 前号イの文書の発出に関する事。

カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに準ずると認められる特に軽易な事項に関する事。

2 前項第2号イの小口現金の額については、経理規程に定めるところによるものとする。

（情報管理）

第20条 職員は、病院及び法人に関する情報について、適切に管理し、及び慎重かつ丁寧に取り扱うとともに、当該情報を他に漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、診療情報、個人情報その他の情報に係る管理、活用等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

（研修主任）

第20条の2 理事長は、職員への研修等を総合的かつ適切に実施するため、研修主任を置くものとする。

2 前項の研修主任は、事務長とする。

3 職員の研修等に関し必要な事項については、理事長又は病院長が別に定める。

（公益通報対応業務従事者）

第20条の3 理事長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、公益通報対応業務従事者を置くものとする。

2 前項の公益通報対応業務従事者は、事務長とする。

3 公益通報に関し必要な事項については、公益通報者保護法及び同法第11条第4項に規定する指針の趣旨によるものとする。

第6章 法人の運営等

（法人の運営）

第21条 理事長は、法人の運営方針その他法人の事業（以下この章において「法人事業」という。）に係る重要な事項を決定するため、法人が開設する病院、診療所、施設その他の事業所及び法人に関連する社会福祉法人、企業その他の事業所（以下この章において「法人関連事業所」という。）を代表する者（理事長が指名する者を含む。）をもって構成する会議（以下この章において「経営者会議」という。）を設置する。

2 経営者会議に係る構成員、会議の運営その他経営者会議に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(法人の事務)

第22条 法人の休日(法人事業に係る事務(以下この章において「法人事務」という。))を取り扱わない日をいう。以下この条において同じ。)及び開所時間(法人事務を取り扱う時間をいう。以下この条において同じ。)は、次に定めるとおりとする。

(1) 法人の休日は、次に掲げる日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 祝日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの間にある日(ア及びイに掲げる日を除く。)

(2) 法人の開所時間は、休日を除き、毎日午前8時50分から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(法人の組織)

第23条 理事長は、法人に事務局を置く。

2 前項の事務局(以下この章において「事務局」という。)は、定款に定めるもののほか、法人関連事業所が相互に連携することにより、一体的運営の強化を図るとともに、法人関連事業所の強化及び相乗効果を得るため、次に掲げる事項に関する事務を行うものとする。

(1) 法人関連事業所の健全な財政運営に資すること。

(2) 法人関連事業所に対し、必要な助言又は指導を行うこと。

(3) 法人関連事業所間の調整を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人関連事業所の運営、経理等を総合的に管理すること。

3 理事長は、法人事業の運営上必要があると認める場合には、事務局に課(室を含む。次条第2項第3号において同じ。)を置くことができる。

(法人の職員)

第24条 理事長は、事務局に職員の職として次に掲げる職員の職を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 課長(室長を含む。次項第3号において同じ。)

(4) 事務員及び業務員

2 前項の職員の職の職務権限及び職務内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受け、事務局の職員を指揮監督し、及び事務局を総理し、並びに法人関連事業所を管理する。

(2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、並びに事務局の職員の管理監督を行い、及び事務局を管理する。

(3) 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、及び所属の課を総括する。

(4) 事務員及び業務員は、上司の指揮を受け、それぞれ命ぜられた職務に従事する。

3 第11条第5項の規定は、事務局の職員の職に準用する。この場合において、

同項中「第1項及び第3項」とあるのは「前項」と、「業務」とあるのは「法人事業」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 第1項第1号から第3号までに掲げる職員の職が置かれていない場合における事務取扱等は、その都度理事長が定めるところによるものとする。第13条第2項の規定は、この場合に準用する。

5 理事長は、法人事業及び法人関連事業所の事業の運営上必要があると認める場合には、法人の職員に、法人関連事業所の事業に従事させること、又は法人関連事業所へ出向させることを命ずることができる。この場合において、当該法人の職員について、当該従事させ、又は出向させる法人関連事業所における職務権限及び職務内容を明らかにするものとする。

(処務の準用)

第25条 第18条第1項、第19条（各号列記以外の部分に限る。）及び第20条の規定は、法人の職員に準用する。この場合において、第18条第1項中「業務及び事務」とあるのは「法人事務」と、「理事長又は病院長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

2 法人事務に係る決裁における専決処理については、理事長が別に定める。

#### 第7章 雑則

(組織図)

第26条 病院及び法人の組織図は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、病院及び法人の運営、業務、組織、処務等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に策定されている理念及び基本方針については、施行日において、第3条の規定による理念及び基本方針とみなすものとする。

3 施行日の前日において、現に策定されている中長期経営計画及び収益計画並びに採用計画については、施行日において、第4条の規定による中長期運営計画及び収益計画並びに採用計画とみなすものとする。

4 施行日の前日において、現に策定されている令和5年度運営方針及び現に編成されている令和5年度予算については、施行日において、第5条の規定による年度運営方針及び予算とみなすものとする。

5 施行日の前日において、現に設置されている業務運営会議については、施行日において、第7条の規定による業務運営会議とみなすものとする。

6 施行日の前日において、現に設置されている経営強化対策委員会については、施行日において、第8条の規定による会議体とみなすものとする。

7 施行日の前日において、現に置かれているデイ・ショートケアセンターについては、施行日において、第9条第2項の規定によるデイ・ショートケアセンターとみなすものとする。

8 施行日の前日において、現に置かれている部門及び部署については、施行

- 日において、第10条の規定により置かれた部門及び部署とみなすものとする。
- 9 施行日の前日において、現に総看護師長及び副総看護師長の職にある病院の職員は、施行日において、第11条第1項第3号の看護部長及び同条第3項第4号の副看護部長の職にあるものとみなすものとする。
  - 10 施行日の前日において、現に職員の職にある病院の職員（総看護師長及び副総看護師長を除く。）は、施行日において、第11条及び第14条に規定する職員の職にあるものとみなすものとする。この場合において、第11条第6項第2号中「又は看護師」とあるのは、「看護師又は准看護師」と読み替えるものとする。
  - 11 施行日の前日において、現に定められている令和5年度看護目標については、施行日において、第17条第1項の規定による年間活動計画とみなすものとする。
  - 12 施行日の前日において、現に設置されている法人の経営者会議については、施行日において、第21条第1項の規定による経営者会議とみなすものとする。
  - 13 施行日の前日において、現に置かれている法人の事務局については、施行日において、第23条第1項の規定による事務局とみなすものとする。
  - 14 施行日の前日において、現に職員の職にある法人の職員は、施行日において、第24条第1項に規定する職員の職にあるものとみなすものとする。
  - 15 施行日の前日において、現に法人関連事業所の事業に従事し、又は法人関連事業所に出向している法人の職員については、施行日において、第24条第5項の規定に基づき命ぜられて、当該法人関連事業所の事業に従事し、又は当該法人関連事業所へ出向させているとみなすものとする。

#### 附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

#### 別記1

## 理 念

「真のふれあい・やさしさ=Heart to Heart」

“人と人、心ふれあう医療”をめざします

## 別記 2

### 理 念 の 趣 旨

日々のコミュニケーションのなかで、心やわらげ理解することが患者さまの早期回復につながると考え、話を聞くことを大切にした“人と人、心ふれあう医療”の実践をめざします。

## 別記 3

### 基 本 方 針

- 1 恵まれた環境のなかで、安らぎとより良い療養環境を提供します。
- 2 人権を尊重し、コミュニケーションを大切にした、心ふれあう医療を実践します。
- 3 患者さまの社会参加を積極的に支援し、地域医療機関の責務を果たします。

## 別記 4

### 基本方針の趣旨

- 1 恵まれた環境のなかで、安らぎとより良い療養環境を提供します。

数々の史跡を有する飛鳥の懐に抱かれて、澄んだ空気と緑が広がる恵まれた自然環境と開放感のなかで、患者さまに日々の暮らしに落ち着きと安らぎを取り戻していただけるよう、より良い療養環境を提供し、のびやかな治療を勧めます。

- 2 人権を尊重し、コミュニケーションを大切にした、心ふれあう医療を実践します。

患者さまには、次の権利があります。

- ・一人の人間として尊重され、個としての尊厳が守られる。
- ・良質な医療を公平に受ける。
- ・診療に関し、十分な説明と情報の提供を受ける。
- ・治療に関し、自らの意思で決定し、他の医療機関の意見を求める。
- ・個人情報とプライバシーが守られる。

私たちは人権を尊重し、コミュニケーションを大切にして、患者さまの視点にたった心ふれあう医療を実践します。

- 3 患者さまの社会参加を積極的に支援し、地域医療機関の責務を果たします。

毎日のコミュニケーションのなかで、患者さまの心をやわらげ理解することが早期回復につながります。

話を聞くことを大切にした万全の医療体制を整え、ADL（日常活動）の向上とQOL（生活の質）の確保をめざして、医療スタッフ全員が情熱をもって、“人と人、心ふれあう医療”を実践することで患者さまの社会参加を積極的に支援します。

必要な入院をスムーズに受け入れるとともに、早期退院をめざして計画的な援助を行います。

関係機関と連携し、地域における精神保健活動に協力します。

別表第1

部 門	部 署	所 掌 業 務
看 護 部	南1病棟	南1病棟に係る看護業務
	南2病棟	南2病棟に係る看護業務
	南3病棟	南3病棟に係る看護業務
	南4病棟	南4病棟に係る看護業務
	北1病棟	北1病棟に係る看護業務
	北2病棟	北2病棟に係る看護業務
	北3病棟	北3病棟に係る看護業務
	外 来	外来に係る看護業務
診療補助部	薬 局	薬剤業務
	放射線科	放射線業務
	臨床心理科	臨床心理業務
	作業療法科	作業療法業務（音楽療法業務を含む。）
	栄 養 科	栄養管理業務（給食管理業務を含む。）
事 務 部	総 務 課	事務部の所掌業務のうち、医事課及び医療相談室に係る業務を除く業務
	医 事 課	医事業務
	医療相談室	医療相談業務及び通所リハ業務

別表第2 (組織図)

